

## さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業 対象施設等一覧

令和5年7月6日現在

No.	施設等			決定年月日	月額基準額 (円)
	種類	名称	所在地		
1	児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出対象施設	埼玉東部ヤクルト販売株式会社 七里センター保育所	さいたま市見沼区東門前29番地	令和3年7月9日	6,500
2	その他の施設等	シャローム幼児学園	埼玉県志木市下宗岡1-11-5	令和3年7月20日	20,000
3	その他の施設等	ひかり幼稚舎	埼玉県蕨市中央6-8-17	令和3年8月5日	20,000
4	児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出対象施設	ズー・フォニックス・アカデミー南浦和校	さいたま市南区南本町1-14-5 第3小池ビル3階	令和3年9月1日	20,000
5	児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出対象施設	埼玉東部ヤクルト販売株式会社 大宮中央センター保育所	さいたま市大宮区浅間町2-4-6	令和4年6月14日	6,500
6	児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出対象施設	埼玉東部ヤクルト販売株式会社 岩槻本町センター保育所	さいたま市岩槻区本町4-8-33	令和4年6月14日	6,500
7	その他の施設等	埼玉朝鮮幼稚園	さいたま市大宮区堀の内町1-501-1	令和5年7月5日	17,330